

募集要領

1. 件 名 松山市児童育成支援拠点事業業務委託（債務負担行為）

2. 概要及び目的

この要領は養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に実施するもの。

本業務を実施するに当たり、令和9年度（2027年度）までの本業務の委託事業者の選定において、豊富な情報と技術を持つ優秀な業者を選定するため、複数の業者から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 令和7年8月1日から令和10年3月31日まで

5. 履行場所 松山市内 1拠点

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 令和7年度～令和9年度の全3年度合計額（73,503,000円）

なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

ただし、各年度の限度額は下表のとおりとする。

下記表のとおり（第二種社会福祉事業のため非課税）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本分	12,315,000円	18,474,000円	18,474,000円
心理療法担当職員配置加算※1	1,530,000円	2,295,000円	2,295,000円
ソーシャルワーク専門職員配置加算※2	1,530,000円	2,295,000円	2,295,000円
賃借料補助加算※3	2,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
開設準備経費（改修費等）※4	4,000,000円	—	—
計	21,375,000円	26,064,000円	26,064,000円

基本分と提案内容に応じ加算する。

また開設準備経費を要する場合は令和7年度のみ加える。

開設準備経費は、契約締結後に実施し、令和7年度内に支払われたものが対象。

開設準備経費として年度内に支払を行ったことを証する書類を支払後速やかに提出すること。

加算要件の確認のため様式8を作成し提出すること。

参考見積書は様式8にて計算された見積上限額内にて積算し提出すること。

※1 仕様書9（2）③心理療法担当職員を配置した場合に加算

対象職員が他の事業等で補助対象となる場合には二重交付とならないよう留意すること。

※2 仕様書9（2）④ソーシャルワーク専門職員を配置した場合に加算

対象職員が他の事業等で補助対象となる場合には二重交付とならないよう留意すること。

※3 事業実施場所が賃貸物件の場合に加算

※4 家財道具、調理器具等、生活必需品の購入や、既存の建物を改修する場合に加算（ただし建物の躯体をいじるものは含まない。また送迎用車両の購入は対象外）

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税（消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税））及び地方税（松山市税及び本店所在地の区市町村民税）を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (6) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (7) 社会的養護を行う児童福祉施設を運営する社会福祉法人等、本件業務を適切に実施することができる者であること。

9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和7年4月1日から令和7年5月2日まで
- (2) 場 所 松山市築山町12番33号（松山市青少年センター内）
こども家庭部こども相談課
- (3) 方 法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
＊配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

10. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、感染症の拡大状況等に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者全てに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

1 3. 募集要領に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 令和7年4月1日から令和7年4月15日(17時まで)

(2) 受付方法

質問書(様式2)に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話、来庁、FAX、口頭等での質問は受付けないものとする。電子メールの件名は「募集要領等に関する質問」とすること。

また、電子メールを送信した後に、こども相談課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和7年4月25日(17時)までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

1 4. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和7年5月2日 17時(必着)

(2) 提出書類 「1 6. 提出書類 1～5」の書類を提出すること

(3) 提出場所 松山市築山町12番33号(松山市青少年センター内)

松山市こども家庭部こども相談課 担当:品川、二宮

(4) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

1 5. 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年5月13日 17時(必着)

(2) 提出書類 「1 6. 提出書類 6～12」の書類を提出すること。

(3) 提出部数 各7部(正本1部・副本6部)

(4) 提出場所 松山市築山町12番33号(松山市青少年センター内)

松山市こども家庭部こども相談課 担当:品川、二宮

(5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

1 6. 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5及び9～10の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式1）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書。 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書。 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書。 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
6	企画提案書（様式3）	A4サイズとする。
7	会社概要（様式4）	
8	業務執行体制（様式5）	
9	直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）	
10	経営状況等調査表（様式6）	
11	参考見積書（様式7）	公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。 開設準備経費を必要とする場合は、2社以上の見積書を資料として提出してください。 ※開設準備経費は、令和7年度に支払われたものに限りません。開設準備経費として年度内に支払を行ったことを証する書類を支払後速やかに提出が必要となります。
12	加算要件確認書（様式8）	見積りにおいて加算要件の確認のため提出すること。
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

17. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時 令和7年5月下旬(予定)(詳細な日時は別途通知する。)

(2) 実施場所 詳細は別途通知する。

(3) 実施時間 1者につき35分程度 プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 15分程度

(4) 出席者

① 1者につき5名までとする。

② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等の準備物は事務局と相談すること。

また、参加者が1者の場合、プレゼンテーションを行わず、書類審査とすることがある。

18. スケジュール

(1) 実施手続きの開始・公表 令和7年4月1日

(2) 募集要領等に関する質問の受付 令和7年4月1日
～令和7年4月15日

(3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 令和7年4月25日

(4) 参加表明書の提出締切り 令和7年5月2日

(5) 応募業者数等の公表 令和7年5月9日

(6) 提案書等の提出締切り 令和7年5月13日

(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和7年5月下旬(予定)

(8) 特定・非特定結果の通知・公表 令和7年6月上旬(予定)

(9) 契約締結・公表 令和7年6月上旬(予定)

19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 募集要領に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合

(4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

(5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合

(6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

(8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

20. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

② 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

21. 留意事項

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。

(5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。

- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

2.2. 事務局

〒790-8571

松山市築山町12番33号

松山市こども家庭部こども相談課 担当 品川、二宮

TEL : 089-943-3215

FAX : 089-943-3070

メールアドレス : kodomosoudan@city.matsuyama.ehime.jp